

「社会保険労務士による相談窓口」及び「事業者向け県・商工団体合同相談窓口」
に係る相談体制の変更について

（令和2年6月26日）
商工労働局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされている事業者等を対象に、「社会保険労務士による相談窓口」及び「事業者向け県・商工団体合同相談窓口」を開設しているところであるが、相談ニーズ等の状況を踏まえ、相談窓口の体制を次のとおり変更する。

- ・ 設置期間を9月30日まで延長（雇用調整助成金の緊急対応期間延長に合わせる）
- ・ 広島労働局との連携による体制強化（労働局からの事業主支援アドバイザー（雇調金担当配置）
- ・ 相談対応を平日のみに変更（土日の相談状況を踏まえた対応）

2 社会保険労務士による相談窓口

(1) 現在の相談体制

概要： 労務の専門家である社会保険労務士が、休業手当の支給など労務管理に関する相談や、雇用調整助成金の申請手続きの助言等について対応。

設置期間： 令和2年5月11日～6月30日

設置場所： 広島県庁東館3階（県・商工団体合同相談窓口と併設）

相談日時： 9時～17時（土日祝を含む毎日）

相談員： 原則2名（社会保険労務士会から派遣）

主な相談： 雇用調整助成金に関すること（6割以上）

(2) 変更内容

設置期間： 期限を6月30日から9月30日まで延長
※ 雇用調整助成金の緊急対応期間が9月30日まで延長されることから、同様に相談窓口を9月30日まで延長する。

相談日時： 土日祝を含む毎日から平日のみに変更
※ 現在、平日の相談が約9割占めており、土日は数件程度（約1割）のため、7月1日以降平日のみの対応に変更する。

相談員： 原則2名（社会保険労務士会から派遣）

(3) 労働局からの事業主支援アドバイザー配置（新規）

概要： 広島労働局から本相談窓口へ事業主支援アドバイザー（雇用調整助成金担当）を派遣してもらい、雇用調整助成金の申請書の書き方等を指導。（面談も可）

期間： 令和2年7月2日～9月30日（予定）

日時： 週2回（火・木のみ）、9時～12時・13時～16時

体制： 原則1名

3 事業者向け県・商工団体合同相談窓口

(1) 現在の相談体制

概要： 県、広島商工会議所及び広島県商工会連合会が合同で窓口を設置し、資金繰りや雇用等の相談に経営指導員等が対応。

設置期間： 令和2年3月26日～当面の間

設置場所： 広島県庁東館3階（社会保険労務士による相談窓口と併設）

相談日時： 9時～17時（土日祝を含む毎日）

相談員： 原則3名

主な相談： 資金繰り・雇用関係に関すること（約5割）
各種支援策の紹介等に関すること（約5割）

(2) 変更内容

設置期間： 令和2年3月26日～当面の間

相談日時： 土日祝を含む毎日から平日のみに変更
※ 現在、平日の相談が約9割占めており、土日は数件程度（約1割）のため、7月1日以降平日のみの対応に変更する。

相談員： 原則3名



新型コロナウイルス感染症の影響により
事業活動の縮小を余儀なくされている事業者のみなさまへ

休業手当の取扱や 雇用調整助成金制度などの ご相談をお受けします！【無料】



社会保険労務士による相談窓口を9月30日まで延長します

《令和2年5月11日(月)～6月30日(火) ➡ 9月30日(水)》

休業手当

労働基準法第26条に基づき、使用者側の都合により休業した場合、使用者は労働者に平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければなりません。

雇用調整助成金

休業手当(平均賃金の6割以上)を支払った場合、一定の要件のもと、国の雇用調整助成金により休業手当の助成が受けられます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い特例措置が拡大されており、助成率の大幅な拡充や受給要件の緩和、申請手続の簡素化が図られています。

相談窓口

※社会保険労務士が相談をお受けします。

電話：082-513-2831

場所：県庁東館3階（広島市中区基町10-52）

時間：9:00～17:00 《7月以降は、月～金曜日(土日祝除く)》

7月2日(木)からは、広島労働局のアドバイザーが雇用調整助成金の申請書の書き方等を指導(面談可)します。

時間：9:00～12:00 / 13:00～16:00 《火・木曜日》

どんな相談にのってもらえるの？

- 休業手当の取扱に関する相談
- 雇用調整助成金制度に関する相談や申請手続に関する助言
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための労務管理に関する相談
- 「広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金」の案内 など

新型コロナウイルス感染症に関連した労働の相談や、 雇用調整助成金などのお問い合わせはこちらへ

◆一般的な労働相談

【広島県労働相談コーナー】

ひろしま 電話：0120-570-207

ふくやま 電話：0120-570-237

相談日時：9:00～12:00，13:00～16:00（土日祝，年末年始を除く）

◆新型コロナウイルス感染症の影響による解雇，休業等の労働に関する相談

【特別労働相談窓口】

◇広島労働局 総合労働相談コーナー（広島労働局 雇用環境・均等室内）

電話：082-221-9296

時間：8:30～17:00（土日祝，年末年始を除く）

◇福山労働基準監督署 福山総合労働相談コーナー（福山市旭町1-7）

※休業，解雇・退職などの一般労働相談について

電話：084-916-3186

時間：8:30～17:15（土日祝，年末年始を除く）

◇ハローワーク福山（福山市東桜町3-12）※職業相談について

電話：084-923-8609 部門コード41#

時間：8:30～17:15（土日祝，年末年始を除く）

※職業相談のお問い合わせは，各ハローワークでも受け付けています。

◆雇用調整助成金の特例措置の実施に伴う相談

【雇用調整助成金特別相談窓口】

◇広島労働局 職業安定部 職業対策課（広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階）

電話：082-502-7832

◇ハローワーク福山（福山市東桜町3-12）

電話：084-923-8609 部門コード31#

時間：8:30～17:15（土日祝，年末年始を除く）

※雇用調整助成金関係のお問い合わせは，各ハローワーク（広島，広島東を除く）でも受け付けています。

◆資金繰りや雇用などの相談

【新型コロナウイルスに関する事業者向け県・商工団体の合同相談窓口】

相談日時：9:00～17:00（土日祝を含む毎日 → 7月以降，月～金曜日。土日祝を除く）

相談方法：面談，電話，メール

場 所：県庁東館3階

電 話：082-513-3321

メールアドレス：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

◆広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け，事業活動の縮小を余儀なくされた県内中小企業・個人事業主の方を対象に，国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請手続きに必要な経費を支援します

問い合わせ先：広島県 商工労働局 雇用労働政策課

電 話：082-513-2838

受付時間：9:00～12:00 / 13:00～17:00（土日祝を除く）